

社会福祉法人孝徳会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝徳会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席等)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000 円
評議員会出席報酬	10,000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	10,000 円
理事・評議員・監事業務報酬	10,000 円